

奈良県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり名称の変更があった。

令和三年五月二十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名 称		所 在 地	
新	社会医療法人田北会田北病院	大和郡山市城南町二番一三号	
旧	医療法人田北会田北病院	大和郡山市城南町二番一三号	
新	介護老人保健施設幸寿苑	大和郡山市城南町二番一三号	
旧	老人保健施設幸寿苑	大和郡山市城南町二番一三号	